

第10章 事業段階関係地域とみなされた地域

第 10 章 事業段階関係地域とみなされた地域

本事業に係る事業段階関係地域とみなされた地域は図 10-1 に示す範囲です。
当該地域を管轄する市の名称及びその地域の町名は表 10-1 に示すとおりです。

表 10-1 事業段階関係地域の町名

市 名	町 名
稲城市	東長沼、大丸、向陽台一丁目、向陽台二丁目、向陽台三丁目、向陽台四丁目、 百村、坂浜（多摩市に接する区域に限る。）、長峰一丁目、長峰三丁目及び若 葉台四丁目
多摩市	一ノ宮、連光寺（一ノ宮の北側端線に接する区域を除く。）、連光寺六丁目、 聖ヶ丘四丁目、聖ヶ丘五丁目、諏訪四丁目及び諏訪六丁目

